

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条第1項に基づき置かれる者をいう。
- (2) 常勤理事とは、前号で定める者のうち、この法人を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤理事とは、第1号で定める者のうち前号の理事以外の理事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定めるもののうち、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に対し、職務遂行の対価として報酬等を毎月1回以上、一定の支払日を定めて、支給することができる。ただし、非常勤理事に対しては支給しない。

2 役員には、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬年額は、別表1に定める金額の範囲内とし、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

2 監事の報酬年額は、別表2に定める金額の範囲内とし、評議員会の決議（評議員会が決議しない場合においては、監事の協議）によって、各監事の報酬等の額を決定するものとする。

3 報酬月額算出にあたっては、前各項の報酬年額を12で除した額の百円未満を切り捨てるものとする。

(費用の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に必要な費用を請求した場合、請求のあった日から遅滞なく支給するものとする。

(報酬等及び費用の支給方法)

第6条 報酬等及び費用は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人が同意した場合は、本人が指定する金融機関口座に振り込むことができる。

2 前項において、報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程は、評議員会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 理事の報酬

年間報酬総額 850万円以内

別表2 監事の報酬

年間報酬総額 100万円以内